

議案第1号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月9日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が施行されたことを踏まえ、旅費の種目にその他の交通費、包括宿泊費を新設する等のため、関係する条例の一部を改正するものである。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和46年富津市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「在勤務所」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第3号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第3条第1項ただし書を削り、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条例において同じ。))が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。))を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において」を「が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。))を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となった」を「のうちその者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「には」を「で、前項の規定に該当する場合には」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない」を「その変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない」に、同項ただし書中「これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる」を「旅行命令簿等に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない市内出張の場合は、この限りでない」に、「、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「、旅費の支給を伴わない市内出張の場合を除きできるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録を」に改め、同条第5項を削る。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第12条から第21条までの規定の定めるところによる。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第12条から第21条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「を当該旅費」を「に必要な資料を添えて、当該旅費又は当該金額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

第12条から第21条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための承認を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。
- 3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空費、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第22条第1号中「車賃の実費及び自家用自動車を使用して旅行した場合における車賃の額」を「その他の交通費」に、同条第2号中「第17条第1項に規定する宿泊料定額の範囲内の実費に相当する額の宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第23条から第25条までを次のように改める。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第

1 項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費（第15条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条を削り、第27条を第26条とする。

第28条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「、又は当該」を「又は」に改め、同条第2項中「この条例」を「任命権者は、旅行者がこの条例」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第28条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

別表を削る。

（議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「第12条から第15条まで、第17条及び第18条」を「第12条から第18条まで」に改める。

（特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「第12条から第15条まで、第17条及び第18条」を「第

12条から第18条まで」に改める。

(富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 証人等の費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「第12条から第15条まで、第17条及び第18条」を「第12条から第18条まで」に改める。

(富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和46年富津市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「第12条から第15条まで、第17条及び第18条」を「第12条から第18条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合につい

て適用し、第1条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例第3条第5項及び第6項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に適用する。

5 第2条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、第4条の規定による改正後の富津市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例、第5条の規定による改正後の証人等の費用弁償に関する条例及び第6条の規定による改正後の富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。